

11月1日首相答弁への疑問—日本政府の戦時労務動員政策理解をめぐって

2018年11月10日 外村 大

・動員政策への認識不足

せんだって、11月1日の衆議院予算委員会で、安倍首相は、朝鮮人の「徴用工」という表現について問題視する発言を行った。10月30日に判決が下されて、新日鉄住友（＝旧日本製鉄）を相手とする訴訟での原告らは「徴用工」ではないとの認識を示したのである。しかし、日本製鉄で働いていた者は、軍需会社法・軍需会社徴用規則に基づいて、国家総動員法という徴用と見なされていたことは確実である。なので、安倍首相の発言は事実誤認である。

安倍首相の発言は、短いものであるが、「徴用か、徴用ではないか」という争点以外にも問題がある。そもそも、どうやら戦時期の労務動員の制度、法規を理解していないまま述べられたものであるようだ。「政府としては、この徴用工という表現ではなくて、旧朝鮮半島出身者、出身労働者の問題というふうに申し上げているわけですが、これは当時の国家総動員法下の国民徴用令においては、募集と官斡旋と徴用がございましたが、実際今般の裁判の原告4名はいずれも、募集に応じたものであることから、朝鮮半島の出身労働者問題と言わせていただいている」というものであるらしい（議事録で確定するのであろうが、それがでていないのでここでは音声の書き起こし）。

この発言を見る限り、国民徴用令による「募集」や国民徴用令による「官斡旋」があったと、安倍首相は（あるいは日本政府全体が？）認識しているようである。少なくともそのように読める。また募集や官斡旋と国家総動員法との関係もよくわからない表現になっている。

70数年前の法令、政策とは言え、日本政府の前身の日本帝国政府の決定によるものである。日本政府自身こそが正確に理解し、説明しなければならないことである。それができないとなれば、問題解決の当事者能力を疑われてもしかたないであろう。

・朝鮮での要員確保と法令との関係

とはいえ確かに、当時の労務動員政策はなかなか複雑である。日本内地の動向については、労働省『労働行政史』1961年、などを参照すればある程度のはわかるが、朝鮮半島での施策については、それを読んでもわからない部分が相当に多い。しかし、この問題についてはいくつかの研究はでている（拙著『朝鮮人強制連行』岩波新書、2012年）。それを読んでいただければ理解できるはずであるが、ここでも簡単にまとめておく。

戦時労務動員のおおもとの計画は、日本帝国政府が、1939年度以降、毎年閣議決定する労務動員計画ないし国民動員計画がある（当初、労務動員計画と呼称し、1941年度以降は国民動員計画となる。いずれについても動員計画と略）。これはどのような産業で何人くらい労働者が必要か、新たに供給できる労働者数はどれくらいか等を記したものである。

動員計画自体と労働者の充足は、国家総動員法と直接の関係はない。国家総動員法の条文

には、動員計画を策定せよ、という文言は存在しない。また労働者の充足は、確かに国家総動員法第 4 条・それに基づいて出された国民徴用令の手続きを用いることはあるが、すべてではない。むしろ、徴用の発動は最後の手段であり、国営の職業紹介所の通常の職業紹介事業によって実施されていた。

動員計画では朝鮮半島から日本内地へ移動させるべき労働者の人数も記されていた。その要員確保の手段として、朝鮮でも国営の職業紹介所による通常の職業紹介事業で行うことは不可能ではない。実際それによっても行われていた。

だが、そもそも職業紹介所による要員の確保はほとんど期待できなかった。なぜなら、朝鮮ではごく少数しか設置されておらず、職業紹介所にアクセスするには不便な場所に住む者が人口の大半を占めたし、日本語どころかハングルの識字能力もない者が多数存在したためである。このため、行われたのが、朝鮮総督府の統制のうえでの民間企業の「募集」である。これは 1939 年から実施、展開された。この後、1942 年 2 月以降は、官斡旋と呼ばれる方式がとられた。これは、地方末端行政の役場職員が民間企業の職員とともに要員確保にあたるというものである。統制募集の根拠法令は、朝鮮総督府令である朝鮮職業紹介令であり、官斡旋は朝鮮総督府の「朝鮮人内地移入斡旋要綱」（これは法令ではなく内部的に確認した文書）によっている。したがって、これらの手続きは国家総動員法とも、国民徴用令とも無関係である。

しかし、1944 年 9 月になって、国民徴用令を用いて朝鮮半島から日本内地へ移動させるべき労働者の要員確保がなされるようになった。国民徴用令は国家総動員法第 4 条で規定された「徴用」について具体的に手続き等を記した法令のうちの一つである。朝鮮半島において日本内地へ移動させるべく朝鮮人を確保した行為で、国家総動員法が関わるものとしてはこの 1944 年 9 月以降の国民徴用令の発動のみである（特殊技能者や軍要員の確保は除く）。

以上から、「国家総動員法下の国民徴用令においては、募集と官斡旋と徴用がございました」という説明がとても奇妙なものであることが理解できよう。いわんとすることについてこちらで推測して正確な説明を試みるならば、“募集と官斡旋は、国家総動員法によるものではなく、朝鮮半島での国家総動員法第 4 条にいう徴用は国民徴用令によって行われました”となるのではないだろうか。

・原告は「募集」に応募か？

なお、安倍首相は「実際今般の裁判の原告 4 名はいずれも、募集に応じたもの」と言っているが、これも説明として不適當である。ここでいう「募集」が朝鮮職業紹介令に依拠し朝鮮総督府の統制のもとで行われる「募集」を意味するならば、それは間違いである。原告のうち、一人は 1943 年 1 月頃に日本製鉄の引率者とともに日本に渡っている。その際、群山郡の指示が関係していることも判決に書かれている。時期的なことと、地方行政の関与が明確に書かれていることから判断すると、この原告の事例は官斡旋である可能性が高い。

さらに付言すれば、朝鮮総督府の統制のもとでの募集にせよ、官斡旋にせよ、実態としては、徴用とかわらない行政当局の関与、暴力性を帯びていたことも様々な史料から確認できる。すべてがそうした事例だとまでは言えないにしても、暴力的連行は広まっていた。そのことは、同時代の行政内部の文書からも裏付けられる。この点も拙著で述べておいたので関心のある方は参照されたい。